

2020年6月5日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番12号

**豊 商 事 株 式 会 社**

代表取締役会長 多々良 實夫

**第64回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）営業時間の終了時（午後5時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号  
鉄鋼会館7階704号
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第64期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第64期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 監査役3名選任の件
  - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集通知添付書類及び株主総会参考書類について、記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yutaka-shoji.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

< 新型コロナウイルス感染症への対応につきまして >

新型コロナウイルス感染症への予防及び拡大抑止の為、株主総会会場において運営スタッフのマスク着用での対応や、受付など会場内にアルコール消毒液を設置いたします。

また、株主の皆様には、可能な限り議決権行使書面の郵送にて、議決権の事前行使をお願い申し上げます。なお、当日ご出席を検討されている株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

## 事 業 報 告

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、中国を中心にアジア向けの輸出の伸び悩みにより生産活動の停滞が懸念される中で、日本銀行による金融緩和政策の継続を背景に国内需要において設備投資の増加傾向が続いているほか、個人消費も所得環境の改善を背景に緩やかに増加するなど底堅さを見せておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、3月の日銀短観にて発表された業況判断指数(DI)は、大企業及び製造業において5四半期連続で低下するなど製造業の生産活動は低迷し、特に中国向けの輸出が大幅に減少する他、非製造業においてもインバウンド消費が急減するなど内外需ともに大きく下振れしております。先行きの経済は、新型コロナウイルスの流行が収束後、回復基調に向かう見通しではありますが、流行が長期化すれば深刻な雇用調整が生じるリスクも含まれております。

一方、世界経済は、米国では個人消費が堅調に推移する一方で企業設備投資と輸出が弱含む中、米中閣僚級通商協議における交渉の進展により通商政策の不透明感が低下したものの、新型コロナウイルスの感染拡大により内外需要が大幅に減速しており、3月の米国供給管理委員会(ISM)製造業景況感指数は49.1と低水準となり、3月の消費者マインドも低下していることから企業部門及び家計部門の景況感はともに悪化しております。中国では米国との関税を巡る応酬が一服した後、新型コロナウイルスの感染拡大による政府の封じ込め政策で、工場の操業を停止したことにより輸出は大幅に減少し、市民の移動制限や店舗の営業抑制により個人消費も大幅に減少していることから景気は大きく下振れしております。米国においては新型コロナウイルスの流行が収束後、回復基調に向かうものの流行前の水準に戻るには時間を要すると予想され、中国においては既に経済活動を再開しており個人消費は底入れの兆しを見せておりますが、新型コロナウイルスの世界的感染拡大による世界経済全体の大幅な下振れリスクにより輸出が重石となり、急激な回復は見込めない見通しであります。

証券市場においては、取引所株価指数証拠金取引(くりっく株365)の主要銘柄である日経225は、米国の良好な経済指標を背景としてNYダウが上昇したことが支援要因となり、年初来高値を更新して始まりました。5月に入ると円高・ドル安が圧迫要因となり下落し、同月末には米国がメキシコに対し追加関税の措置を発表したことからリスク回避の動きが強まり下げ幅を拡大しましたが、後に追加関税延期を表明したことによりNYダウが急伸し、国内市場も追随する動きとなりました。その後は21,000円から21,900円のレンジで推移していましたが、8月に入り米国が新たな対中制裁関税の発動を表明したことを受けて、米中貿易摩擦の激化による世界的な景気後退懸念が強まり、20,000円の大台を探る動きとなりました。しかしその後は米連邦公開市場委員会(FOMC)で利下げが決定されたことからNYダウが上昇し、国内市場も追随する動きとなり、22,000円台まで回復しました。10月に入ると、米中閣僚級通商協議で第一段階の合意に向けて進展が見られたことにより上昇、その後も好調な米経済指標を背景にNYダウが堅調に推移、国内市場も歩調を合わせて12月には、1年2か月ぶりとなる24,000円台を示現しました。1月に入っても高値圏での推移となりましたが、2月に入ると新型コロナウイルスの世界的感染拡大により、NYダウをはじめとした各国の株価急落を背景に、一時16,000円台前半まで下落しました。その後は急落に対する修正から19,000円手前まで反発するなど、乱高下する展開となりました。

商品市場においては、原油は米国による経済制裁でイラン産とベネズエラ産の原油供給が一段と減少するとの見通しや、リビアの情勢不安などを背景とした供給懸念から堅調なスタートとなりました。しかし、5月に入ると欧米経済指標の鈍化を受けて世界的な景気後退懸念が強まり、エネルギー需要の先行きに悪影響をもたらすとの思惑から急落、各国の株式市場が下落したことも圧迫要因となりました。その後はホルムズ海峡近くのアラビア湾で日本の船舶を含む2隻の石油タンカーが攻撃を受けたことや、米国の無人偵察機が撃墜されるなど、地政学的リスクの高まりから反発場面となりました。その後は中東を中心とした産油国の情勢と、米中貿易摩擦を背景とした需要減少見通しの強弱材料の綱引きの後、米国原油在庫の増加が圧迫要因となり、下値を切り下げる動きとなりました。9月に入ると、サウジアラビアの石油施設が無人機による攻撃を受けたことによる供給逼迫懸念を背景に急騰しましたが、復旧作業が順調に進んだことや、米中両国の経済指標の悪化による世界的な景気後退懸念から37,500円を中心とした8月のレンジに価格が戻りました。10月以降は中東の地政学的リスクや、堅調なNYダウに追随して上昇、12月には石油輸出国機構(OPEC)総会とロシアなど非加盟国を含めたOPECプラス会合において、減産幅を拡大したことから上値を迫る展開となりました。1月には米国とイランの関係悪化を受けた軍事的緊張の高まりから続伸しましたが、双方が軍事行動に慎重な姿勢を示したことによる地政学的リスクの緩和や、米国石油製品在庫の大幅な増加が圧迫要因となり反落し、

その後も新型コロナウイルスの世界的感染拡大による世界経済停滞懸念を背景に続落となりました。3月のOPECプラスの会合では、協調減産強化に向けた協議が決裂し、サウジアラビアやロシアが増産する方針を示したことから、NY原油は一時20ドルを割込み、国内市場も急落場面となりました。

金は米国や中国の良好な経済指標を背景に、世界経済の先行き見通しに対して悲観的な見方が後退したことや、5月のFOMCで金利の据置きが決定し、利下げ観測が後退したことから軟調な推移となりました。しかし、6月に入ると米中貿易摩擦長期化懸念や米国の雇用統計が市場予想の下限を下回るなど、鈍化傾向を見せたことから急伸場面となりました。その後、米連邦準備制度理事会（FRB）が年内の利下げを視野に入れる方針を示唆したことから続伸場面となり、8月には5,000円の大台を突破し、また新興国を中心に複数の中央銀行が利下げを発表したことや、米国の利下げ継続見通しが支援要因となり、9月には5,300円台を示現しました。その後は米国の良好な経済指標により上値を抑えられ5,000円前半から5,200円後半のレンジで推移しましたが、FRBが12月のFOMCで今後の金融政策について利上げに消極的な姿勢を示したことから5,300円台を回復しました。その後も中東の地政学的リスクを背景に続伸し5,500円台で推移し、2月に入り新型コロナウイルスの世界的感染拡大に歯止めがかからず、リスク回避の動きから5,913円の上場来高値を更新しましたが、3月には世界同時株安を受けて手元の資金を調達する動きから金市場でも売りが殺到し、一時5,000円割れまで下落した後に、FRBによる緊急利下げが市場流動性を提供したことから、5,700円台まで回復するなど乱高下する展開となりました。

トウモロコシは3月末に米国農務省が発表した作付意向面積が、事前予想を大幅に上回る内容であったことから急落して始まりました。その後24,000円を中心としたもみ合いの後、作付けの進展を背景にシカゴ市場が下落、国内市場も追随し急落場面となりました。しかし、5月に入ると米国産地において長雨による洪水の影響により作付けが大幅に遅れたことから急反発場面になるなど天候相場特有の動きとなり、6月半ばには26,500円の年初来高値を更新しました。その後、受粉期は天候に恵まれて軟調に推移し、8月の米国農務省需給報告では、作付遅延による面積減少見通しが予想されていましたが、減少幅が限定的だったことからシカゴ市場はストップ安を伴う急落場面となりましたが、9月に入ると需要が喚起されたことや円安を背景に反発し、24,000円半ばまで回復しました。その後は中国におけるアフリカ豚コレラ問題を背景に、飼料需要低下見通しが圧迫要因となり、急落場面となりましたが、12月には米中閣僚級通商協議において、第一段階の合意で妥結したとの報道が支援要因となり反発し、25,000円台まで上昇しました。その後は新型コロナウイルスの世界的感染拡大や原油市場の急落による飼料やエタノールの需要の鈍化が圧迫要因となり22,000円台まで反落しました。

為替市場においては、ドル円相場は110円から112円のレンジで推移していましたが、5月に入ると米国が中国に対して制裁関税を引き上げることを表明したことから、リスク回避の動きが強まり、急落場面となりました。その後メキシコに対しても追加関税を賦課することを発表して下落に拍車をかけました。108円台の保ち合いの後、FRBが年内の利下げを視野に入れる方針を示唆したことから再度急落し、6月後半には106.75円まで円安・ドル高が進行しました。8月に入ると、米国が新たな対中制裁関税の発動を表明したことを受けて、米中貿易摩擦の激化による世界的な景気後退懸念が強まり、レンジを大きく切り下げて、一時104.40円を示現しました。その後は米中閣僚級通商協議を10月に開催することで合意したことを受け、貿易協議の進展期待に支えられ、9月末には108円台を回復しました。その後は108円前半から109円後半と狭いレンジで推移しましたが、12月に米国がイラクとシリアで、イスラム教シーア派組織の拠点を5か所空爆したと発表したことから下落し、109円台を割り込みました。1月に入り108円後半から110円前半で推移した後、2月にレンジの上限を抜けて瞬間的に112円台まで上昇しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大懸念が強まり、世界的な株安とともにリスク回避の動きが強まったことから円が急伸し、3月には101.16円を示現しました。しかし、市場で信用不安が高まる中、ドル資金に対する需要の高まりからドル買いが進み、107円台で年度内の取引を終えました。

このような環境のもとで、当社グループの当連結会計年度の商品先物取引の総売買高1,837千枚(前年同期比4.8%減)及び金融商品取引の総売買高1,376千枚(前年同期比10.7%減)となり、受取手数料6,644百万円(前年同期比15.9%増)、売買損益393百万円の利益(前年同期比125.5%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は営業収益7,041百万円(前年同期比19.1%増)、経常利益1,488百万円(前年同期比94.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益815百万円(前年同期比40.8%増)となりました。

今後の安定的な収益拡大に向け、商品先物取引、取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」及び取引所為替証拠金取引「Yutaka24」を3本柱とし、特に取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」等の金融商品取引は急成長の途にあり、引き続き大きく成長させるよう注力してまいります。また、証券取引の媒介については、本格的な証券業への参入の為の将来の布石として位置付けております。

## (2) 設備投資の状況

当社グループ(当社及び連結子会社)の当連結会計年度における設備投資の総額は、92百万円であり、主として商品先物取引業及び金融商品取引業における新システムの対応等に投資しております。

## (3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

## (4) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 61 期 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月 31日)	第 62 期 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	第 63 期 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	第64期(当連結会計年度) (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営 業 収 益	3,536	4,978	5,911	7,041
経 常 損 益	△384	334	766	1,488
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 益	△441	267	578	815
1株当たり当期純損益 (円)	△54.60	33.31	72.22	107.39
総 資 産	48,980	53,261	51,124	55,030
純 資 産	8,974	9,219	9,668	8,856

- (注) 1. △印は、損失を示しております。  
2. 1株当たり当期純損益は、表示単位未満を四捨五入しております。  
3. 当社は、株式給付信託(J-ESOP)を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式は、株主資本において自己株式として計上しており、1株当たり当期純損益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。  
4. 当社は、第61期より株式給付信託(BBT)を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式は、株主資本において自己株式として計上しており、1株当たり当期純損益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。  
5. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第63期の期首から適用しており、第62期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 61 期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	第 62 期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第 63 期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第64期(当事業年度) (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営 業 収 益	3,497	4,909	5,770	6,802
う ち 受 取 手 数 料	3,455	4,877	5,709	6,659
経 常 損 益	△296	367	743	1,452
当 期 純 損 益	△347	305	569	819
1株当たり当期純損益 (円)	△42.98	38.09	71.10	107.88
総 資 産	46,904	52,574	50,551	54,773
純 資 産	8,675	8,955	9,414	8,646

- (注) 1. △印は、損失を示しております。  
 2. 1株当たり当期純損益は、表示単位未満を四捨五入しております。  
 3. 第61期は、営業収益の低迷により経常損失、当期純損失を計上しました。  
 4. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第63期の期首から適用しており、第62期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(5) 対処すべき課題

当社グループの主要な事業である商品先物取引業は、市場での売買高が減少傾向にあり、業界にとって厳しい事業環境にあります。

取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」及び取引所為替証拠金取引「Yutaka24」等の金融商品取引業は当社グループの収益基盤の柱として急成長の途にあり、引き続き大きく成長させることが重要な課題と考えております。

また、証券取引の媒介については、本格的な証券取引業への参入の為の将来の布石として位置付けております。

このような施策により安定的な収益基盤を確保し、顧客層の拡大を図ってまいります。

当社グループは、お客様に信頼頂ける企業集団となるべく、コンプライアンス態勢の確立及び維持に向けて一層注力してまいります。

また、情報ネットワーク社会において大切なお客様情報を守る為に、情報セキュリティ環境の向上及び維持に向けて最大限の努力を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



(6) 重要な親会社及び子会社

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社	百万円 200	100.00%	商品先物取引業等
ユタカエステート株式会社	百万円 30	100.00%	不動産管理業
YUTAKA SHOJI MALAYSIA SDN. BHD.	千リンギット 16,600	100.00%	商品先物取引業等
YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.	千米ドル 3,016	100.00%	商品先物取引業等

(注) 上記のうち、「YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.」は、2019年7月16日開催の取締役会において解散し、清算することを決議し、現在清算手続き中であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業部門	事業の内容
商品先物取引業	商品先物取引
金融商品取引業	取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」 取引所為替証拠金取引「Yutaka24」 証券為替証拠金取引等
不動産管理業	研修施設等の管理

① 受託業務

商品先物取引法に基づく商品取引業(商品先物取引)及び金融商品取引法に基づく金融商品取引業(取引所為替証拠金取引、取引所株価指数証拠金取引)に係る受託業務。

② 自己売買業務

商品先物取引、取引所株価指数証拠金取引及び取引所為替証拠金取引における当社グループが自己の計算において行う取引業務。

(8) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

[当 社]

本 社 東京都中央区  
支 店 11店

地 区	支 店 数
東 京 地 区	池 袋 支 店 (東 京 都 豊 島 区) 等 4店
札 幌 地 区	札 幌 支 店 (札 幌 市 中 央 区) 1店
北 陸 地 区	金 沢 支 店 (石 川 県 金 沢 市) 1店
名 古 屋 地 区	名 古 屋 支 店 (名 古 屋 市 中 村 区) 1店
大 阪 地 区	大 阪 支 店 (大 阪 市 中 央 区) 1店
四 国 地 区	松 山 支 店 (愛 媛 県 松 山 市) 1店
中 国 地 区	広 島 支 店 (広 島 市 中 区) 1店
福 岡 地 区	福 岡 支 店 (福 岡 市 博 多 区) 1店

[子 会 社]

会 社 名	所 在 地
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社	東 京 都 中 央 区
ユタカエステート株式会社	東 京 都 中 央 区
YUTAKA SHOJI MALAYSIA SDN. BHD.	マ レ ー シ ア
YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.	シ ン ガ ポ ー ル

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
369名	4名増加

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計又は平均	360名	7名増加	40歳11ヶ月	11年0ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	650百万円
株式会社みずほ銀行	438百万円
株式会社西日本シティ銀行	298百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,897,472株(自己株式3,123,629株を含む。)
- (3) 株 主 数 884名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
株式会社多々良マネジメント	1,000	17.31
多々良 義成	393	6.81
豊商事従業員持株会	328	5.69
株式会社三井住友銀行	312	5.40
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	302	5.23
高橋 新	285	4.95
株式会社みずほ銀行	240	4.15
吉田 知広	236	4.09
多々良 實夫	166	2.87
株式会社西日本シティ銀行	160	2.77

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式(3,123,629株)を控除して計算しております(表示単位未満切り捨て)。
3. 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式(302,000株)は、株式給付信託(J-ESOP及びBBT)制度の信託財産であります。なお、当該株式は連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処理しておりますが、持株比率からは控除していません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役に関する事項 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	多々良 實夫	ユタカエステート(株)代表取締役会長
代表取締役社長	安成 政文	ユタカ・アセット・トレーディング(株)代表取締役社長
専務取締役	多々良 孝之	管理本部長
専務取締役	安達 芳則	営業統括本部長兼CXオンライン部長
取締役	浦柄 健	ディーリング部長
取締役	日下 伸一	大阪営業本部長
取締役	瀧田 照久	コンプライアンス部長
取締役	鷹啄 浩	法人営業部長
取締役	宮下 芳範	東京第一営業本部長
取締役	渡邊 雅志	営業推進室長
取締役	伊藤 昇明	西日本統括営業本部長
取締役相談役(非常勤)	多々良 義成	
取締役	新 欣樹	社外取締役 (一財)素形材センター顧問
監査役(常勤)	篠塚 幸治	
監査役	福島 啓史郎	社外監査役 バサルトファイバー(株)代表取締役
監査役	長尾 和彦	社外監査役

- (注) 1. 取締役新欣樹氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役福島啓史郎及び長尾和彦の両氏は社外監査役であり、両氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役篠塚幸治氏は、当社内の経理部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 責任限定契約の内容の概要  
当社と社外取締役及び各監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。  
当社の社外取締役及び各監査役の全員は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 当事業年度中の役員の異動

当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

氏 名	新 役 職 名	旧 役 職 名	異 動 年 月 日
瀧田 照久	取締役コンプライアンス部長	取締役東京第二営業本部長	2019年10月 1 日
伊藤 昇明	取締役西日本統括営業本部長	取締役第六・第七営業統括本部長	2019年10月 1 日

6. 当事業年度末日後の役員の異動

当事業年度末日後の取締役の異動は次のとおりであります。

氏 名	新 役 職 名	旧 役 職 名	異 動 年 月 日
安達 芳則	専務取締役営業統括本部長	専務取締役営業統括本部長兼CXオンライン部長	2020年 5 月 1 日

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	当 社 と の 関 係
取 締 役	新 欣樹	(一財)素形材センターは、当社との取引関係はありません。
監 査 役	福島 啓史郎	バサルトファイバー(株)は、当社との取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	新 欣樹	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、議案審議等に適切な発言を適宜行い取締役会の適切な意思決定と業務執行の監督に努めております。
監 査 役	福島 啓史郎	当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに意見交換を行い、また、当期開催の監査役会12回のすべてに出席し、監査役相互の意見交換等を行っております。
監 査 役	長尾 和彦	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに意見交換を行い、また、当期開催の監査役会12回のすべてに出席し、監査役相互の意見交換等を行っております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	13名	231百万円
(うち社外取締役)	( 1名)	( 5百万円)
監 査 役	3名	17百万円
(うち社外監査役)	( 2名)	(10百万円)
合計	16名	248百万円

- (注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額67百万円及び役員株式給付引当金繰入額14百万円がそれぞれ含まれております。  
 3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称  
東陽監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 30百万円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」に係る顧客資産の分別管理に関する保証業務、取引所為替証拠金取引「Yutaka24」に係る顧客預り金の区分管理の状況に関連して合意された手続業務を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法令に違反し、又は抵触した場合、会計監査人としての職務を適正に遂行することに支障があると判断した場合、その必要があると判断した場合は、監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任について決議して株主総会に提案します。

また、監査役会は会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合は、全員一致の決議により監査役会が当該会計監査人を解任します。



## 5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第4号)

当企業集団は、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するために、各分野の基本規程にコンプライアンス(法令等遵守)を盛り込み、必要な業務規程を定め、部門業務について業務分掌や業務マニュアルにより責任、権限等を明確にし、これらの諸規程の周知を図り、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策を始めとした反社会的勢力への実務対応でもコンプライアンスを堅持し、当企業集団全体に適切なコンプライアンス態勢の構築に努めます。また、これら諸規程等については適切に見直しを行います。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

当企業集団は、取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、重要な会議の議事録、各種契約書類、各業務の法定帳簿、財務会計に係る計算書類、各種の稟議書について、文書、電子データ及び情報記録媒体は法令並びに文書取扱及び情報セキュリティに関する諸規程に基づき適切かつ厳正に取り扱います。

情報セキュリティについては、情報の漏洩、滅失、紛失を防止するために対応策を講じ、対応規程を定めて情報セキュリティ責任者を設置し、情報セキュリティ体制の確立に努めます。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

当企業集団は、当企業集団の事業の健全性及び適切性確保のため、事業環境に係るリスクに対して統合的なリスク管理を行うための規程を定め、それを運用する委員会を設置し、リスク管理の実効性の向上に努めます。また、その委員会は把握するリスクについて、立案したリスク対策と共に定期的に当該リスクを数値化して、その状況をリスク報告書として取締役会等へ報告します。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

当企業集団は、取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するため、組織、業務分掌、職務権限、委員会、稟議等の諸規程を定め、事業運営が効率的に行える態勢の確保に努めます。

(5) 当企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第5号)

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当企業集団は、子会社の業績、財務等の状況について報告すべき事項としてグループ会社管理の規程に定め、子会社の取締役等がそれらの情報を定期的に当社代表取締役へ報告する態勢とします。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当企業集団は、子会社の業務の健全性及び適切性確保のため、各子会社の業務の専門性に鑑み当該子会社にて諸規則を定め、適切なリスク発生の把握に努め、子会社の取締役等の報告の基に当社と連携して、当企業集団の損失の危険の管理態勢の確立に努めます。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当企業集団は、子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われるため、各子会社においてグループ会社管理、業務分掌、職務権限、稟議等の諸規程を定め、当社への報告すべき事項を明確にし、子会社の取締役等の職務範囲及び権限を明確にし、子会社事業の運営が効率的に行える態勢の確保に努めます。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当企業集団は、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するために、各子会社の事業内容に沿った基本規程にコンプライアンス(法令等遵守)を盛り込み、必要な諸規程、業務マニュアルを定め、各業務の責任、権限等を明確にし、これらの諸規程等の周知を図り、各子会社に適切なコンプライアンス態勢の構築に努めます。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)

当企業集団は、監査役が当企業集団の従業員に監査業務に必要な事項を命令することが出来るものと規定しており、また、監査役の職務を補助する従業員を総務部に設置し、監査役の事務処理等を補助させる態勢とします。

(7) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号)

当企業集団は、監査役の職務の独立性を確保するため、前項の従業員が行う監査業務の補助については、所属部門の取締役の指揮命令を受けないものと定めています。

- (8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第3号)

当企業集団は、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役から従業員に、監査役の職務の補助業務の遂行の指示があった場合、当該従業員は監査役の指揮命令に従うものと定めています。

- (9) 監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

当企業集団は、取締役及び従業員が、当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する態勢とします。

また、内部通報窓口担当は、内部通報窓口への通報の状況を定期的に監査役に報告します。その際、通報者が監査役への通報を希望するときは、速やかに監査役に報告します。

- (10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第5号)

当企業集団は、監査役へ報告をした当企業集団の従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当企業集団の取締役等及び従業員に周知徹底します。

- (11) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第6号)

当企業集団は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い、又は償還等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理します。

- (12) 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号)

当企業集団は、監査役が、取締役会や重要な会議等への出席、及び稟議等の業務執行に係る重要な書類の閲覧などで、当企業集団の業務の執行状況等について監査するとともに、定期的に代表取締役と意見交換を行います。また、監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を行い、職務の執行に際して必要な場合は弁護士等の外部の専門家を活用します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

当企業集団は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」の主な運用状況は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行に関する事項

取締役及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施するとともに、監査役監査及び定期的内部監査を通じて、取締役及び従業員の職務の執行が法令、定款及び諸規程等に基づき執行されていることを確認しております。

決裁や承認及びその他社内手続きに係る証憑の書面化と電子化の環境を整備し、文書取扱規程に基づき適切な保存管理を行うとともに、情報セキュリティ管理規程等に基づく情報区分と重要度に応じた情報管理の徹底を行っております。

定時取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には各取締役が出席し、法令、定款等に定められた事項、経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を審議し決定するとともに、独立性を保持した監査役も出席して職務執行に関する意思決定を監督しております。

### (2) 損失の危険の管理に関する事項

当社の事業環境に係る様々なリスクについて、経営における重大な損失、不利益等を最小化するため経営リスク管理規程を定め、定期的、継続的に経営リスク管理委員会を開催し、リスク分析、評価、対策について検討し、その結果をリスク報告書として取締役等に報告し協議を行う等、適切なリスク管理を行っております。

### (3) 当企業集団の業務の適正の確保に関する事項

当社の代表取締役に、子会社の代表取締役から経営状況等については適宜、報告を受け、現状を把握できる体制になっております。

### (4) 監査役職務執行に関する事項

監査役会は独立性の高い社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、定例の開催では常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換が行われています。

監査役は、取締役会を含む重要な会議へ出席し、業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求めています。

監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数及び持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
また、上記以外の比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>49,170,111</b>	<b>流動負債</b>	<b>44,149,271</b>
現金及び預金	6,648,627	委託者未払金	730,059
委託者未収金	16,506	短期借入金	980,004
トレーディング商品	438,107	未払法人税等	354,876
商 品	94,319	賞与引当金	177,917
保管有価証券	6,961,767	役員賞与引当金	67,000
差入保証金	31,640,190	預り証拠金	27,611,990
委託者先物取引差金	3,030,725	金融商品取引保証金	13,377,323
そ の 他	348,499	そ の 他	850,101
貸倒引当金	△8,630	<b>固定負債</b>	<b>1,812,015</b>
<b>固定資産</b>	<b>5,860,413</b>	長期借入金	406,655
<b>有形固定資産</b>	<b>3,133,752</b>	繰延税金負債	62,659
建物及び構築物	922,993	株式給付引当金	45,101
機械装置及び運搬具	6,521	役員株式給付引当金	42,542
器具及び備品	105,859	役員退職慰労引当金	184,670
土 地	2,098,378	訴訟損失引当金	237,880
<b>無形固定資産</b>	<b>693,836</b>	退職給付に係る負債	797,919
の れ ん	596,233	そ の 他	34,587
そ の 他	97,603	<b>特別法上の準備金</b>	<b>212,277</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,032,823</b>	商品取引責任準備金 (商品先物取引法第221条)	197,689
投資有価証券	912,183	金融商品取引責任準備金 (金融商品取引法第46条の5)	14,588
長期差入保証金	476,769	<b>負債合計</b>	<b>46,173,564</b>
長期貸付金	12,392	<b>純資産の部</b>	
繰延税金資産	85,711	<b>株主資本</b>	<b>8,869,828</b>
そ の 他	786,344	資 本 金	1,722,000
貸倒引当金	△240,578	資本剰余金	1,104,480
<b>資産合計</b>	<b>55,030,525</b>	利益剰余金	7,840,404
		自己株式	△1,797,055
		その他の包括利益累計額	△12,867
		その他有価証券評価差額金	16,471
		為替換算調整勘定	△37,067
		退職給付に係る調整累計額	7,728
		<b>純資産合計</b>	<b>8,856,960</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>55,030,525</b>

## 連結損益計算書

(自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
受取手数料	6,644,021	
売買損益	393,452	
その他	3,746	7,041,220
営業費用		
販売費及び一般管理費	5,542,762	5,542,762
営業利益		1,498,457
営業外収益		
受取利息	10,968	
受取配当金	26,065	
貸倒引当金戻入額	1,066	
その他	28,993	67,094
営業外費用		
支払利息	27,721	
自己株式取得費用	48,889	
為替差損	44	
権利金償却	334	
その他	118	77,108
経常利益		1,488,443
特別利益		
投資有価証券売却益	74,032	
保険解約返戻金	52,773	126,806
特別損失		
固定資産除売却損	3,589	
投資有価証券評価損	56,976	
訴訟関連損失	1,169	
訴訟損失引当金繰入額	237,880	
商品取引責任準備金繰入額	55,906	355,521
税金等調整前当期純利益		1,259,728
法人税、住民税及び事業税	402,970	
法人税等調整額	41,495	444,465
当期純利益		815,262
親会社株主に帰属する当期純利益		815,262

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

区 分	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,722,000	1,104,480	7,191,531	△397,771	9,620,239
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△166,389		△166,389
親会社株主に帰属する当期純利益			815,262		815,262
自 己 株 式 の 処 分				804	804
自 己 株 式 の 取 得				△1,400,088	△1,400,088
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	648,872	△1,399,284	△750,411
当 期 末 残 高	1,722,000	1,104,480	7,840,404	△1,797,055	8,869,828

区 分	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	38,288	852	9,321	48,462	9,668,702
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△166,389
親会社株主に帰属する当期純利益					815,262
自 己 株 式 の 処 分					804
自 己 株 式 の 取 得					△1,400,088
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△21,817	△37,920	△1,592	△61,330	△61,330
当 期 変 動 額 合 計	△21,817	△37,920	△1,592	△61,330	△811,742
当 期 末 残 高	16,471	△37,067	7,728	△12,867	8,856,960

## 連 結 注 記 表

当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づき、「商品先物取引業統一経理基準」（日本商品先物取引協会 平成23年3月2日改正）及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」（日本商品先物取引協会 令和2年5月28日改正）に準拠して作成しております。

### （連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

#### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	ユタカ・アセット・トレーディング(株) ユタカエステート(株) YUTAKA SHOJI MALAYSIA SDN. BHD. YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.

上記のうち、「YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.」は、2019年7月16日開催の取締役会において解散し、清算することを決議し、現在清算手続き中であります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社及び関連会社はありません。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ・その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② 保管有価証券の評価基準及び評価方法

商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づき、商品取引所が定めた充用価格によっております。

##### ③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### ④ 商品の評価基準及び評価方法

###### ・通常の販売目的で保有する商品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

###### ・トレーディング目的で保有する商品

時価法



(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～47年

器具及び備品 4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金及び特別法上の準備金の計上基準

① 貸倒引当金は、期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金は、従業員への賞与の支給に充てるため、過去の支給実績額を勘案し、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金は、役員への賞与の支給に充てるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑦ 訴訟損失引当金は、商品取引事故及び金融商品取引事故等による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失の見込額のうち、商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備金の期末残高を勘案して、当連結会計年度において必要と認められる金額を計上しております。

⑧ 商品取引責任準備金は、商品取引事故における損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づいて計上しております。

⑨ 金融商品取引責任準備金は、金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づいて計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を適用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

c. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

④ 重要な営業収益の計上基準

・受取手数料

イ 商品先物取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。
ロ オプション取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。
ハ 取引所株価指数証拠金取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。
ニ 取引所為替証拠金取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。
ホ 証券媒介取引	委託者の取引が約定したときに計上しております。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年の定額法により償却しております。

## (追加情報)

- ・ 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

### (1) 株式給付信託(J-ESOP)

当社は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、本項目において「本制度」という。)を導入しております。

#### ① 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式又は金銭を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

#### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式は、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末93,985千円、198,700株、当連結会計年度末93,181千円、197,000株であります。

### (2) 株式給付信託(BBT)

当社は、当社の取締役(社外取締役は除きます。)に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、本項目において「本制度」という。)を導入しております。

#### ① 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、原則として当社株式が信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。本制度の導入により、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

#### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式は、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末46,725千円、105,000株、当連結会計年度末46,725千円、105,000株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	50,000千円
建物及び構築物	744,854千円
土地	2,085,938千円
投資有価証券	22,959千円
計	2,903,751千円

なお、このほかに先物取引証拠金の代用として(株)日本商品清算機構等に保管有価証券6,961,767千円を預託しております。

担保に係る債務

短期借入金	980,004千円
長期借入金	406,655千円
計	1,386,659千円

商品先物取引法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額

1,000,000千円

商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額

200,000千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

2,184,317千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	8,897,472	—	—	8,897,472

2. 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	881,701	2,545,628	1,700	3,425,629

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託(J-ESOP及びBBT)制度の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式(当連結会計年度期首303,700株、当連結会計年度末302,000株)が含まれております。

2. (変動事由の概要)

2019年12月20日開催の取締役会決議に基づく公開買付けの方法による普通株式の増加	2,545,500株
端数株式の買取りによる増加	128株
株式給付信託(J-ESOP)の受益権行使による減少	1,700株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	166,389千円	20円00銭	2019年3月31日	2019年6月28日

(注) 2019年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP及びBBT)制度の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金6,074千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	259,822千円	45円00銭	2020年3月31日	2020年6月29日

(注) 1. 2020年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP及びBBT)制度の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金13,590千円が含まれております。

2. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、商品先物取引業を主要な事業とし、当社は、主に商品先物取引及び金融商品取引の受託業務及び自己ディーリング業務を行っており、当社の一部の連結子会社は、自己ディーリング業務を行っております。当社グループは、一時的な余資は預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入れにより調達する方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループが保有する主要な金融資産及び金融負債には、法律に基づき委託者から受託取引に伴い受け入れた預託額があります。商品先物取引においては、商品先物取引法及び同法関連法令の規制により、委託者から証拠金として受け入れた現金、又は代用有価証券（一定の評価基準に基づいた時価による評価額）を「預り証拠金」（金融負債）として計上し、一方において委託者の計算による取引に係る証拠金として加減算した金額を(株)日本商品清算機構に差入れるとともに、現金については「差入保証金」、代用有価証券については「保管有価証券」（ともに金融資産）として計上されております。また、取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引においては、金融商品取引法の適用を受けて、委託者から受け入れた預託金を「金融商品取引保証金」（金融負債）として計上し、一方において同額を(株)東京金融取引所に差入れ分離保管されるとともに、「差入保証金」（金融資産）として計上されております。これらの金融資産については、清算機構（アウトハウス型クリアリングハウス）又は取引所等に預託していることから信用リスクは殆どないと判断されます。

営業債権である委託者未収金は、委託者の信用リスクに晒されており、当社の社内規程に従い、委託者ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な委託者の信用状況を四半期ごとに把握する体制を採用し、1年以内に回収されるものであります。投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債については、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金については主に設備投資等に係る資金調達であります。このうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部の長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約にてデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。ヘッジの有効性については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。当該デリバティブ取引に伴って、当社グループの財務状況に大きな影響を与えると考えられる主要な要因として、市場リスク（マーケット・リスク）が挙げられます。原商品等の市場価格の変動に伴って、当該デリバティブ取引契約残高の価値（時価額）が増減する場合のその価値の増減を、市場リスクと認識しております。

信用リスク（取引先リスク）については、主として取引所取引に限定しているため、取引所取引では取引所を通して日々決済が行われておりますので、当該リスクは殆どないと認識しております。

当社グループは、デリバティブ取引のディーリング業務を遂行するうえで、経営の健全性を保持する観点からリスク管理が極めて重要であると認識しております。

リスク管理の基本的姿勢は、当社グループの財務状況に対応してリスクを効率的にコントロールすることです。当社は、ディーリング関連規程に基づき、毎期初に定める経営方針及び年度予算と連携して年間のディーリング計画を策定し、運営、管理しております。

リスク管理体制は、売買を執行する部署から独立したリスク管理部署が、日次、週次、月次のポジション・リスク及び売買損益の状況をチェックする体制となっており、その情報は、役員及び関連部署に報告されて、月次の定例取締役会に報告されております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」に関して「(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 デリバティブ取引」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	6,648,627	6,648,627	—
(2) 委託者未収金	16,506		
貸倒引当金(*1)	△8,534		
計	7,972	7,972	—
(3) トレーディング商品	438,107	438,107	—
(4) 保管有価証券	6,961,767	10,376,519	3,414,752
(5) 差入保証金	31,640,190	31,640,190	—
(6) 委託者先物取引差金(借方)	3,030,725	3,030,725	—
(7) 投資有価証券	667,620	667,620	—
(8) 長期貸付金	12,392		
貸倒引当金(*1)	△4,241		
計	8,150	7,601	△548
資産計	49,403,160	52,817,363	3,414,203
(1) 委託者未払金	730,059	730,059	—
(2) 短期借入金	980,004	980,004	—
(3) 預り証拠金	27,611,990	31,026,742	3,414,752
(4) 金融商品取引保証金	13,377,323	13,377,323	—
(5) 長期借入金	406,655	386,095	△20,559
負債計	43,106,031	46,500,224	3,394,193
デリバティブ取引(*2)	2,907	2,907	—

(\*1) 科目に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。



(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、定期預金については短期であり、また、満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 委託者未収金

短期間で決済されるため、時価は当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した価額を計上しております。

(3) トレーディング商品

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 保管有価証券

商品先物取引において委託者の計算による取引に係る取引証拠金として、有価証券により(株)日本商品清算機構へ差し入れたものであり、預り証拠金に含まれる代用有価証券との対照勘定であります。貸借対照表価額は商品先物取引法施行規則により当該有価証券の一定の評価基準による充用価格で計上されております。当該有価証券について時価評価をおこなっております。

(5) 差入保証金

商品先物取引及び金融商品取引において自己又は委託者の計算による取引に係る取引証拠金として、現金により(株)日本商品清算機構等へ差し入れたものであり、短期間で決済されるものであります。このため時価は帳簿価額と近似しているため当該帳簿価額によっております。

(6) 委託者先物取引差金（借方）

商品先物取引において(株)日本商品清算機構を経由して受払精算された、委託者の計算による未決済玉に係る約定差金及び帳入差金であり、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため当該帳簿価額によっております。

(7) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引先金融機関から提示された価格によっております。非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることにより、当該帳簿価額によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	取 得 原 価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	440,360	339,328	101,031
②債券	—	—	—
③その他	—	—	—
小計	440,360	339,328	101,031
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	227,260	304,551	△77,291
②債券	—	—	—
③その他	—	—	—
小計	227,260	304,551	△77,291
合計	667,620	643,880	23,740

② 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
①株式	385,850	74,032	—
②債券	—	—	—
③その他	—	—	—
合計	385,850	74,032	—

③ 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における株式の減損処理額は56,976千円（その他有価証券56,976千円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価の下落率が帳簿価額の50%以上下落した場合は全て減損処理を行い、時価の下落率が帳簿価額の30%以上50%未満である場合は、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(8) 長期貸付金

回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間及び貸付先の信用リスクに対応した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

### (1) 委託者未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 預り証拠金

委託者より取引証拠金として受け入れた現金及び代用有価証券で受け入れたもので(株)日本商品清算機構へ預託するものであり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額としております。代用有価証券については、対照勘定である保管有価証券の時価評価額と同額としております。

### (4) 金融商品取引保証金

委託者より金融商品取引の取引証拠金として受け入れたもので(株)東京金融取引所へ分離保管として預託するものであり、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため当該帳簿価額によっております。

### (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値により計上しております。

## デリバティブ取引

先物取引、オプション取引及びこれらに類似する取引（以下、「デリバティブ取引」という。）により生じる正味の債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債務は、純額により時価を連結貸借対照表計上額としております。

### (1) ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

#### ① 商品関連

(単位：千円)

区 分	種 類	当連結会計年度（2020年3月31日）			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時 価	評価損益
市場取引	商品先物取引				
	売建	115,714	—	114,298	1,416
	買建	599,562	—	599,965	402
	差引計	—	—	—	1,818

### (注) 時価の算定資料

各商品取引所における最終の価格に基づき算定しております。

② 株式関連

(単位：千円)

区 分	種 類	当連結会計年度（2020年3月31日）			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時 価	評価損益
市場取引	取引所株価指数証拠金取引				
	売建	957,669	—	991,603	△33,933
	買建	639,071	—	1,111,111	472,040
	差引計	—	—	—	438,107

(注) 時価の算定資料

(株東京金融取引所における最終の価格に基づき算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

- ・ 金利関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（2020年3月31日）		
			契約額等	契約額等のうち1年超	時 価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	138,000	92,000	(注)
	支払固定・受取変動				

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	244,563

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(注1) 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産 (7) 投資有価証券」には含めておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年 以 内	1年超5年以内	5年超10年以内	10 年 超
(1) 現金及び預金	6,648,627	—	—	—
(2) 委託者未収金	16,506	—	—	—
(3) トレーディング商品	438,107	—	—	—
(4) 保管有価証券	6,961,767	—	—	—
(5) 差入保証金	31,640,190	—	—	—
(6) 委託者先物取引差金(借方)	3,030,725	—	—	—
(7) 投資有価証券	—	—	—	—
(8) 長期貸付金	—	12,392	—	—
合計	48,735,923	12,392	—	—

## (注4) 長期借入金の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年 以 内	1年超5年以内	5年超10年以内	10 年 超
長期借入金	—	406,655	—	—

## (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,618円64銭

1株当たり当期純利益

107円39銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は302,000株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は303,183株であります。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>48,147,823</b>	<b>流動負債</b>	<b>44,157,652</b>
現金及び預金	5,907,591	短期借入金	980,004
委託者未収金	15,729	未払法人税等	320,741
トレーディング商品	438,713	未払消費税	178,466
商 品	94,319	賞与引当金	177,345
前 払 費 用	23,655	役員賞与引当金	67,000
短期貸付金	248,743	預り証拠金	28,033,716
保管有価証券	6,961,767	金融商品取引保証金	13,485,909
差入保証金	31,143,578	その他	914,470
委託者先物取引差	3,030,809	<b>固定負債</b>	<b>1,757,330</b>
その他の	291,661	長期借入金	406,655
貸倒引当金	△8,745	退職引当金	805,648
<b>固定資産</b>	<b>6,625,696</b>	株式給付引当金	45,101
<b>有形固定資産</b>	<b>2,599,854</b>	役員株式給付引当金	42,542
建物	614,252	役員退職慰労引当金	184,670
構 築 物	1,994	訴訟損失引当金	237,880
車 両	6,521	資産除去債務	20,413
器具及び備品	97,891	その他	14,419
土地	1,879,193	<b>特別法上の準備金</b>	<b>212,277</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>692,164</b>	商品取引責任準備金	197,689
のれん	596,233	(商品先物取引法第221条)	
ソフトウェア	95,931	金融商品取引責任準備金	14,588
(金融商品取引法第46条の5)			
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,333,677</b>	<b>負債合計</b>	<b>46,127,260</b>
投資有価証券	912,183	<b>純資産の部</b>	
関係会社株式	1,039,241	<b>株主資本</b>	<b>8,629,788</b>
出 資	8,130	資本金	1,722,000
長期差入保証金	759,279	資本剰余金	1,104,480
長期貸付金	4,238	資本準備金	1,104,480
従業員に対する長期貸付金	8,153	利益剰余金	7,615,878
長期委託者未収金	228,288	利益準備金	430,500
長期前払費用	5,715	その他利益剰余金	7,185,378
繰延税金資産	83,418	別途積立金	5,700,000
保険積立金	481,278	繰越利益剰余金	1,485,378
その他の	44,329	<b>自己株式</b>	<b>△1,812,570</b>
貸倒引当金	△240,578	評価・換算差額等	16,471
		その他有価証券評価差額金	16,471
<b>資産合計</b>	<b>54,773,520</b>	<b>純資産合計</b>	<b>8,646,259</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>54,773,520</b>

## 損 益 計 算 書

(自 2019年 4月 1日  
至 2020年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
受 取 手 数 料	6,659,525	
売 買 損 益	138,389	
そ の 他	4,679	6,802,593
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,385,365	5,385,365
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,417,228</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,595	
受 取 配 当 金	54,565	
為 替 差 益	363	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,364	
出 向 者 負 担 金 受 入 額	19,270	
そ の 他	28,797	111,956
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27,680	
自 己 株 式 取 得 費 用	48,889	
権 利 金 償 却	334	
そ の 他	118	77,023
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,452,162</b>
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	74,032	
保 険 解 約 返 戻 金	52,773	126,806
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	455	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	56,976	
訴 訟 関 連 損 失	1,169	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	237,880	
商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	55,906	352,387
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,226,581</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	364,594	
法 人 税 等 調 整 額	42,984	407,578
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>819,002</b>

## 株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

区 分	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 合 本 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	1,722,000	1,104,480	1,104,480
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 処 分			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,722,000	1,104,480	1,104,480

区 分	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
別 途 積 立 金		繰 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	430,500	5,700,000	832,765	6,963,265
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△166,389	△166,389
当 期 純 利 益			819,002	819,002
自 己 株 式 の 処 分				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	652,613	652,613
当 期 末 残 高	430,500	5,700,000	1,485,378	7,615,878



(単位：千円)

区 分	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価 証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△413,285	9,376,459	38,288	38,288	9,414,747
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△166,389			△166,389
当 期 純 利 益		819,002			819,002
自 己 株 式 の 処 分	804	804			804
自 己 株 式 の 取 得	△1,400,088	△1,400,088			△1,400,088
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△21,817	△21,817	△21,817
当 期 変 動 額 合 計	△1,399,284	△746,671	△21,817	△21,817	△768,488
当 期 末 残 高	△1,812,570	8,629,788	16,471	16,471	8,646,259

## 個 別 注 記 表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づき、「商品先物取引業統一経理基準」（日本商品先物取引協会 平成23年3月2日改正）及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」（日本商品先物取引協会 令和2年5月28日改正）に準拠して作成しております。

### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
    - ② その他有価証券
      - ・時価のあるもの  
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - ・時価のないもの  
移動平均法による原価法
  - (2) 保管有価証券の評価基準及び評価方法  
商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づき、商品取引所が定めた充用価格によっております。
  - (3) デリバティブの評価基準及び評価方法  
時価法
  - (4) 商品の評価基準及び評価方法
    - ① 通常の販売目的で保有する商品  
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
    - ② トレーディング目的で保有する商品  
時価法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物、構築物 5年～47年  
器具及び備品 4年～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法  
なお、主な償却年数は次のとおりであります。  
のれん 5年  
ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金は、従業員への賞与の支給に充てるため、過去の支給実績額を勘案し、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金は、役員への賞与の支給に充てるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(8) 訴訟損失引当金は、商品取引事故及び金融商品取引事故等による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失の見込額のうち、商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備金の期末残高を勘案して、当事業年度において必要と認められる金額を計上しております。

(9) 商品取引責任準備金は、商品取引事故における損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づいて計上しております。

(10) 金融商品取引責任準備金は、金融商品取引事故の損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づいて計上しております。

#### 4. 営業収益の計上基準

##### ・受取手数料

- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| ① 商品先物取引       | 委託者の取引が約定したときに計上しております。 |
| ② オプション取引      | 委託者の取引が約定したときに計上しております。 |
| ③ 取引所株価指数証拠金取引 | 委託者の取引が約定したときに計上しております。 |
| ④ 取引所為替証拠金取引   | 委託者の取引が約定したときに計上しております。 |
| ⑤ 証券媒介取引       | 委託者の取引が約定したときに計上しております。 |

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

##### (2) 重要なヘッジ会計の方法

###### a. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を適用しております。

###### b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

###### c. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

###### d. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

##### (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類等の注記事項の（追加情報）に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	50,000千円
建物	450,507千円
土地	1,866,753千円
投資有価証券	22,959千円
計	2,390,219千円

なお、このほかに先物取引証拠金の代用として(株)日本商品清算機構等に保管有価証券6,961,767千円を預託しております。

担保に係る債務

短期借入金	980,004千円
長期借入金	406,655千円
計	1,386,659千円

なお、上記の担保に供している資産以外に、当事業年度は連結子会社1社から、担保提供を受け、担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

建物	294,347千円
土地	219,185千円
計	513,532千円

商品先物取引法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額

1,000,000千円

商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額

200,000千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

1,579,673千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権

240,204千円

関係会社に対する長期金銭債権

350,000千円

関係会社に対する短期金銭債務

782,848千円

関係会社に対する長期金銭債務

245千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引(収入分)

45,567千円

営業取引(支出分)

57,289千円

営業取引以外の取引(収入分)

55,064千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における自己株式の数  
普通株式 3,425,629株
2. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項  
連結注記表の(連結株主資本等変動計算書に関する注記)に記載しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	70,596千円
退職給付引当金	246,689千円
賞与引当金	62,227千円
役員退職慰労引当金	56,545千円
訴訟損失引当金	72,838千円
商品取引責任準備金	60,532千円
未払事業税等	22,654千円
ゴルフ会員権評価損	12,450千円
減損損失	2,350千円
関係会社株式評価損	43,327千円
その他	46,270千円

繰延税金資産小計 696,483千円

評価性引当額 △602,108千円

繰延税金資産合計 94,374千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 7,269千円

資産除去債務に対応する除去費用 3,687千円

繰延税金負債合計 10,956千円

繰延税金資産純額 83,418千円

## (関連当事者との取引に関する注記)

・ 会社等

(単位：千円)

会社等の名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
ユタカ・アセット・ トレーディング株式会社	所 有 直接 100.0%	当社子会社 商品先物取引等の受託 役員の兼務	出向者負担金の収入 (注)1	19,270	—	—
YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE.LTD.	所 有 直接 100.0%	当社子会社 商品先物取引等の受託 役員の兼務	資金の返済 (注)2	600,000	—	—
ユタカエステート株式会社	所 有 直接 100.0%	当社子会社 不動産管理業 役員の兼務	担保の受入 (注)3	—	—	—
EVOLUTION JAPAN株式会社	被 所 有 該 当 な し	その他の関係会社 (注)4	自己株式の取得 (注)5	1,400,025	—	—

## 取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 出向者人件費は、出向社員の給与支給額を勘案し、決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
3. 当社の借入債務の担保に供するために受け入れており、その内容については個別注記表の(貸借対照表に関する注記)の1.担保に供している資産及び担保に係る債務に記載のとおりです。
4. EVOLUTION JAPAN株式会社は当社の議決権の31.8%を直接所有していましたが、2020年2月19日付けの当社による自己株式の公開買付けの結果、その他の関係会社に該当しないこととなりました。上記にはその他の関係会社に該当する期間における実績を記載しております。
5. 自己株式の取得については2019年12月20日開催の取締役会決議に基づき、公開買付けの方法により当社普通株式2,545,500株を1株につき金550円で取得したものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,580円14銭
1株当たり当期純利益	107円88銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は302,000株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は303,183株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、関連当事者との取引については、表示単位未満切り捨てにて表示し、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

豊商事株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 水戸 信之 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 猿渡 裕子 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 睦 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、豊商事株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、豊商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

豊商事株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 水戸 信之 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 猿渡 裕子 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大橋 睦 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、豊商事株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

2020年5月18日

豊 商 事 株 式 会 社

代表取締役社長 安成 政文 殿

豊商事株式会社 監査役会

常勤監査役 篠塚 幸治 (印)

社外監査役 福島 啓史郎 (印)

社外監査役 長尾 和彦 (印)

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要な課題であると考え、将来の事業環境の変化に適切に対応するため財務体質の強化を図りつつ、業績に応じた配当にて株主の皆様への利益還元を実施すべく税引後当期純利益から法人税等調整額の影響を除いた当期純利益に対する配当性向30%を基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針及び当期の業績の状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしました結果、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭配当といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき45円00銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、259,822,935円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

現監査役全員（3名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改選にあたり監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	しのづか ゆきはる 篠塚 幸治 (1946年12月13日生)	1965年3月 当社入社 1995年4月 当社管理本部経理部長 2000年6月 当社取締役管理本部経理部長 2004年6月 当社取締役管理本部長兼経理部長 2005年4月 当社取締役管理本部長 2006年6月 当社常務取締役管理本部長 2013年6月 当社監査役（現任）	20,000株
2	ふくしま けいしろう 福島 啓史郎 (1946年3月31日生)	1968年4月 農林省（現・農林水産省）入省 1985年6月 在英日本国大使館参事官 国連国際砂糖機関（ISO）議長 農林水産省食品流通局商業課長 1998年6月 同省食品流通局長 2001年7月 参議院議員 2004年9月 外務大臣政務官 2008年10月 早稲田大学客員教授 2012年6月 当社監査役（現任） 2013年7月 パサルトファイバー(株)代表取締役（現任）	一株
3	ながお かずひこ 長尾 和彦 (1952年2月28日生)	1974年4月 大蔵省（現・財務省）入省 1995年1月 主計局主計官 1998年7月 国際局総務課長 2000年7月 大臣官房審議官 2004年7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局長 2008年7月 (社)日本証券投資顧問業協会（現・(一社)日本投資顧問業協会） 副会長専務理事 2018年6月 当社監査役（現任）	一株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者福島啓史郎及び長尾和彦の両氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者の選任理由について  
福島啓史郎氏につきましては、行政分野における多様な経験に加え、事業経営に関する幅広い経験、見識により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役候補者いたしました。
- 長尾和彦氏につきましては、行政分野における多様な経験に加え、金融分野における専門的かつ客観的な経験、見識により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役候補者いたしました。
- (2) 社外監査役候補者が当社の社外監査役に就任してからの年数について  
福島啓史郎氏の社外監査役の就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。
- 長尾和彦氏の社外監査役の就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。



4. 篠塚幸治氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。
5. 福島啓史郎及び長尾和彦の両氏が社外監査役に就任された場合、当社は福島啓史郎及び長尾和彦の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

現法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ふるい ちあき 古井 智昭 (1938年10月10日生)	1957年3月 丸紅飯田(株) (現・丸紅(株)) 入社 1992年4月 MARUBENI INTERNATIONAL COMMODITY (SINGAPORE) PTE. LTD. 社長 1995年4月 当社入社 当社法人営業本部理事部長 兼YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. 社長 1997年6月 当社取締役法人営業本部国際営業部長 兼YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. 社長 1999年4月 当社取締役事業本部法人部国際担当部長 兼YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. 社長 2004年6月 AGROW ENTERPRISE CO., LTD. (BANGKOK) 会長兼CEO	1,500株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者古井智昭氏は社外監査役候補者であります。同氏は、事業経営に関する幅広い経験、見識により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、補欠監査役候補者といたしました。
3. 古井智昭氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。
4. 補欠監査役候補者古井智昭氏は、1997年6月27日から2004年6月25日までの間、当社の取締役でありました。

以上

〈メモ欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

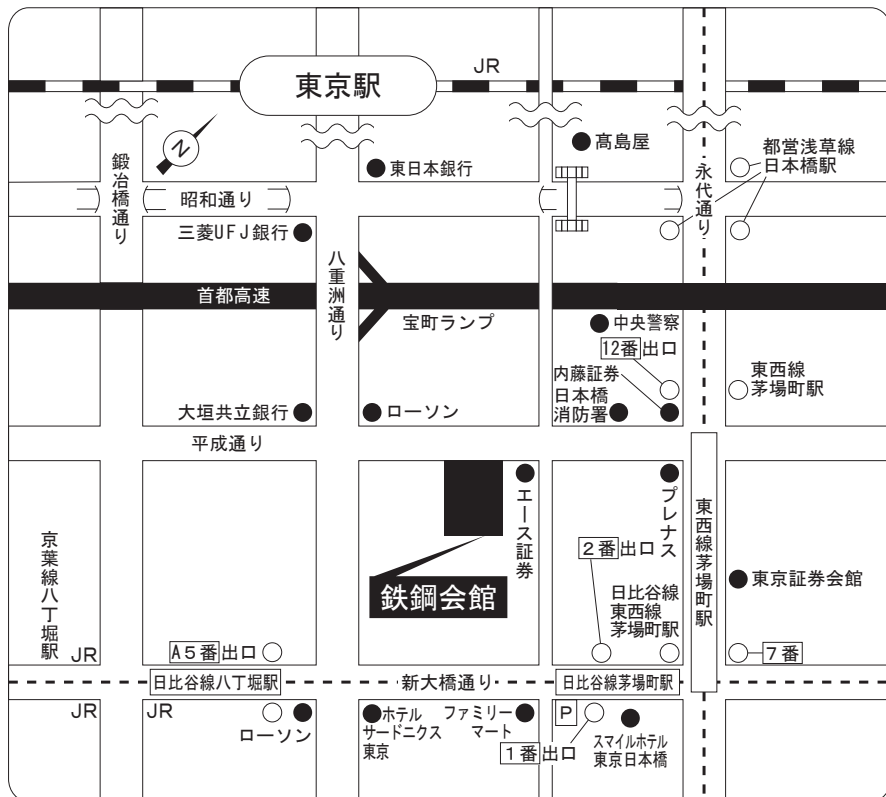
---

---



# 第64回定時株主総会会場のご案内図

会 場 東京都中央区日本橋茅場町三丁目 2 番10号  
鉄鋼会館 7 階704号



## 最寄駅

◎地下鉄／東京メトロ東西線	茅場町駅	12番 出口	徒歩	約 5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	1 番 出口	徒歩	約 5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	2 番 出口	徒歩	約 5分
東京メトロ日比谷線	八丁堀駅	A5 番 出口	徒歩	約 5分
J R	東京 駅	八重洲口	徒歩	約15分

(お知らせ) 誠に申し訳ございませんが、会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。